

行政文書管理規則の制定案及び一部改正案について（概要）

令和5年3月
内閣府公文書管理課

1. こども家庭庁行政文書管理規則案について

○制定の必要性

こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）の制定により、令和5年4月1日に、内閣府の外局として、「こども家庭庁」が設置される。こども家庭庁は、公文書管理法の「行政機関」に該当することから、同法第10条第1項の規定に基づき、行政文書管理規則を制定する必要がある。

○規則の内容

こども家庭庁行政文書管理規則案は、おおむねガイドラインの規定例を踏まえたものとなっている。

○今後のスケジュール

施行：令和5年4月1日（こども家庭庁発足の日）

※こども家庭庁発足の日に、こども家庭庁長官から内閣総理大臣への協議、公文書管理委員会への諮問と答申、内閣総理大臣の同意、規則の制定・施行が行われる予定。

2. 内閣府本府行政文書管理規則の一部改正案について

- こども家庭庁の設置に伴い、子ども・子育て本部に関する記載を削除するもの（令和5年4月1日施行）。

【参考】公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号） 抄

（行政文書管理規則）

第十条 行政機関の長は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 （略）

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（委員会への諮問）

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十条第三項、第二十五条又は第二十七条第三項の規定による同意をしようとするとき。

三 （略）

府公第 35 号
令和 5 年 3 月 8 日

公文書管理委員会
委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第2号の規定に基づき、内閣府本府行政文書管理規則改正案について、別紙のとおり諮問します。